慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『太平記』巻三十九・四十成立試論
Sub Title	
Author	小秋元, 段(Koakimoto, Dan)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1992
Jtitle	三田國文 No.17 (1992. 12) ,p.12- 25
JaLC DOI	10.14991/002.19921200-0012
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19921200-0012

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『太平記』巻三十九・四十成立試論

小秋元段

序

全四十巻に及ぶ現存の『太平記』の形態は、一日にして忽焉とその姿を現したのではなく、どうやら数次の書継を経て徐ろにその形態を整えていったと考える方が適切なようである。同時代人今川了俊の『難太平記』（応永九年〈一四〇二〉成）には、

昔シ等持寺ニテ。法勝寺ノ慧珍上人。此記ヲ先三十余巻持参シ給テ。錦小路殿ノ御目ニ懸ラレシヲ。玄慧法印ニ読セラレシニ。多ク虚事モ。訛モ有シカバ。仰ニ云。是ハ且ク見及ブ中ニモ。以外違目多シ。追テ書入又切出スベキ事等アリ。其程外聞アルベカラザルノ由仰セアリシ後ニ中絶也。近代重テ書続ケリ。（貞享三年刊本による）

との著名な証言が残されている。勿論、この書が十五世紀に入っての成立である点からも、本条に全幅の信をおくわけにはゆくまいが、それにしてもおよそ、㈠錦小路殿（足利直義、貞和五年〈一三四九〉の政変に失脚）の時代に現存本に至る以前の形態の『太平記』が既に成立していたこと、㈡同書の改訂が直義によって命じられ、後にその作業が中絶したこと、㈢「近代」になって書継がなされたこと、等の成立に関する伝は事実とさして逕庭があるとは考えられない。一方、最終的な四十巻構成の『太平記』の成立の上限としては、永和年間（一三七五―七七）書写の古写本（巻三十二に相当する本文を持つ零本）の存在から、応安（一三六八―七五）末年から永和年間辺りを想定する定説[1]はほぼ妥当であると思われる。

この書継成立説を戦後に入り、より具体的に検証されたのは鈴木登美恵氏で、現存本巻二十四、五の辺り、巻三十三前後、巻三十九にそれぞれ成立の区分が認められるとするその指摘は、後の研究に大きな展望を与えたと言える[2]。このうち第一次の成立については、増田欣氏によって、巻二十五の天龍寺供養関係記事を挟んで四年半に及ぶ記事の空白時期にさしかかる前の暦応（一三三八―四一）末年から康永（一三四二―四四）の間にその時期と位置とが比定された[3]。また近時、後醍醐天皇の顕と冥との世界に於ける物語、という見方で『太平記』を二部構想説で解釈する麻

原美子氏は、第一部を天龍寺供養までの後醍醐の物語、第二部をそれ以後に書き継がれた公武一統の歴史の物語、とする五味文彦氏の説[4]とともに、天龍寺供養記事に一旦の完結点を想定する見解を示しておられる[5]。

次に、現存本巻三十九の段階で一旦の成立をみたとする説についてである。前掲鈴木氏は、前田綱紀『桑華書誌』著録一条兼良校合本の移写本の奥書の「右此記四十帖欤之内廿二与四十者元来闕云々……」、との記載を指摘し、巻三十九巻末の光厳院廻国の記事に『平家物語』でいう灌頂巻的性格のある点とあわせ、この記事までの作品がかつて存在し、その後更に記事が増補されながら未整理のまま終ったのが現存本の形態であると推定された[6]。また、中西達治氏は巻三十八後半から三十九前半の記事群が、諸国の南朝方有力守護大名らの滅亡・帰順を描き、巻末に光厳院廻国・死去の記事を配する構成（氏は斯波氏関係記事・高麗人来朝記事を別次元の人物の後補と見做す）をとることに「説話系列の収束的な性格」を認め、巻三十九での一旦の成立の可能性を論じられた[7]。殊に中西氏の注目されたように、巻三十九「基氏芳賀合戦之事」が「大名一族（揆カ）ノ嗷儀モ是ヨリ停（チヤウ）トトゝマリニケリ」[8]、と結び、足利体制の内紛の終焉の様を端的に伝えている点は見落せない。一方、長坂成行氏は河村秀頴校合本（名古屋市鶴舞中央図書館河村文庫蔵）による宝徳本（宝徳三・四年〈一四五一―五二〉写）の本文の復元から、該本が諸本の大尾とする細川頼之執事就任記事の後に光厳院関係記事を据える特異な形態をとっていたことを指摘された[9]。同じく光厳院廻国記事が「終結部の構想に決定的に重要な働きをして」いると認める長坂氏は、近時、『太平記』終結部の成立過程を、

「大内介降参之事」から「神木御帰座之事」まで、および「光厳院禅定法皇御芈藪之事」までの形を第一次形態と考える。神木帰座では諸大名の確執は終結したとみることができるわけだが、これだけでは『太平記』全体の大尾としては不十分で、やはり光厳行脚のような重みを持つ求心的章段が必要とされたであろう。その後、貞治六年以降、外冦に対する恐れ、足利政権要人の死などが相つぎそれらを追記する形で「高麗人来朝之事」から頼之の執事就任までの記事が書かれた。

と明快に論じ、前の宝徳本の形態を、

光厳院の記事の重要性を鑑みて、あるいは第一次形態本の影響を受けて、全体の大尾に光厳院行脚の記事を移したものとして、右の成立過程を跡付けられたのである[10]。『太平記』

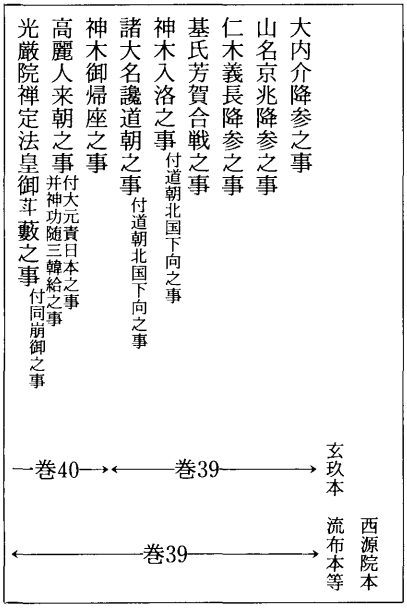

〈参考〉巻三十九章段名

の書継・成立の事情を極めて具体的に、その過程に肉迫するかたちで説かれたと言うべきであろう。

こうした書継・成立の論は、単なる成立論としてとどまるばかりではなく、当時の政治状況の少なからぬ影響を受けたであろう本書の思想や構想を論ずることと不即不離の関係を有していることは言うを俟たない。双方の議論は常に交流しあう必要性を持っているのである。例えば巻二十五や三十九と四十の間等の位置に、それぞれ現存四十巻本の成立に先んじた成立の区分を認めることは、各々の作品世界の構造を捉える上で有効かつ重要なことであると言えるであろう。無論、『太平記』全四十巻を通読して、その作品全体を一括した視野で考究することも重要な作業であることも事実である。ただその場合、『太平記』が四十巻に亙り、四十余年に及ぶ両朝の全国的な争乱の歴史を描くにあたって、常に飽くなき意欲と批判精神と、そして生き生きとした筆致とを保持し得たのも、作品全体がまさに事件に「雁行」(中西氏)[11]するかたちで綴られていったという事情によるものであることも忘れるわけにはゆかない。

小稿ではこうした『太平記』の書継の問題の中から、特に終結部とも呼ぶべき巻三十九・四十の二巻を採り挙げ、そこに於ける一旦の擱筆とその後の書継の様相を考えてゆくものである。もとより同時代的資料としてはほぼ『難太平記』の記述にとどまり、そこからより確度の高い論を紡ぎ出すには、現状では作品自体より徴証を得るより他ない。歴史に「雁行」するが如く『太平記』は四十巻本としての構成を整えた、との考えを念頭に置き、目下稿者が問題意識を持っている記事の幾つかを並べることにより、終結部の成立事情の具体相を探ってゆきたい。

一　貞治改元

有力守護大名間の熾烈な権力闘争とそれに基づく南北二派による各地の闘諍の、いつ果てるとも知れぬ混沌とした世界を描く『太平記』第三部も、巻三十三辺りより、また新たな内訌の段階を迎えることになる。畠山道誓主導の大規模な河内・吉野攻略(巻三十四)、同じく畠山による仁木義長排斥事件(巻三十五)、佐々木道誉の謀略による執事細川清氏の失脚・離反、関東の畠山道誓の謀叛ほか各地の反幕勢力の蜂起(巻三十六、三十七)とその終息(巻三十八、三十九前半)。幕政の安定化を図りつつあった斯波道朝の佐々木道誉らの讒による突然の失脚、四十年に及ぶ争乱を見つめてきた光厳院の死(巻三十九後半)、そして鎌倉公方足利基氏、将軍義詮のあいつぐ死と細川頼之執事就任による「中夏無為ノ代」の到来(巻四十)――このように、転移を繰り返す政権の所在とその場に立ちあった人物の消長の様を、一見羅列するかの如く描いたのがこの第三部後半部の世界であると言えよう。

この巻三十三以降の世界を大森北義氏は「第三部展開部後半」と称されたが、中でもここを「事件展開を畠山との関わりで描きすすめ、現象的には分散して生起したはずの諸事件に一つの筋を通そうとしている」、と読みとられたことは重要である。[12]確かに、大規模な南軍掃蕩作戦、仁木、細川、[13]そして畠山らの離反から滅亡までの記事は、巻三十三巻末「新田左兵衛佐義興自

害事」に於いて畠山に謀殺された新田義興の怨霊によって領導される、という構想が一貫して存しているのである。

こうした流れを第三部後半部に見出だした場合、既に諸先学が注目されたように、[14]巻三十四末尾「吉野御廟上北面夢之事 付将軍為始諸勢開陣之事」で遁世を決意し後醍醐天皇の廟に暇乞いに来た上北面の見た夢の内容が重要な役割を果たすことになる。その夢とは――夜叉羅刹の如き形相で口より火焔を吐き、天狗道の苦患を受ける先帝後醍醐が、旧臣日野資朝・俊基に「サテモ君ヲ悩シ世ヲ乱ル逆臣共ヲ、誰ニ仰付テカ罰スヘキ」、との問いを発する。両名は摩醯首羅王の前の議定として、南方侵攻の幕府勢の撃退を楠木正成に、仁木義長の退治を菊池愚鑑に、細川清氏を土居・得能に任せることに決し、また畠山道誓の処罰については「殊更ニ嗔恚強盛ノ大魔王新田右兵衛佐義興」が自らすすんでその役をひきうけた旨を奏上する。これにより、巻三十三巻末と呼応して義興怨霊による畠山道誓の滅亡と、その他の人物の未来が明確に予告されることになるのである。本章段が第三部後半部の世界に於いて構想上重い位置を占めていることがわかるであろう。

上北面の夢は更に続く。

……主上誠ニ御快気ニ打咲セ給ヒテ、サラハ年号ノ替ラヌ先ニ疾々退治セヨト被仰テ、又御廟ノ中へ入セ給ヒヌト見進セテ、夢ハ忽ニ覚ニケリ……

正成や義興の怨霊によって世を乱す逆臣を罰すべき周到な手順に後醍醐は満足しながらも、その実行を「年号ノ替ラヌ先ニ疾々」、と促しているのである。なにゆえ、後醍醐は彼らの刑の実行を急ぎ、しかも年号の替る以前に、と念を押す必要があったのであろうか。恐らくその背後には『北野天神縁起』に代表される天神説話に見られる、醍醐天皇と延長改元をめぐる一説話の存在が考えられ、この条りに影響を与えていると見受けられるのである。その説話とは、醍醐天皇の従兄弟右大弁公忠が頓死して冥宮に至ったところ、菅丞相が金の申文を文挾にさしあげ、「延喜の聖主のしわざどもやすからざる事」（日本思想大系本〈建久本〉による、以下同）を訴えているのを目撃する。菅丞相が様々訴えたところ、

……其時あけやむらさきをまつひたる冥官卅四人ならびゐたりしが、第二の座に居たる人、すこしあざ笑ひて、「延喜の帝こそすこぶる荒涼なれ。もし改元あらばいかゞ」と申され候しなり。

と一人の冥官が発言したという。蘇生した公忠は直ちにこの由を奏上し、天皇は早速年号を延喜から延長に改めた、とする話である。この第二の冥官が示した「もし改元あらばいかゞ」、の言が、後醍醐の「年号ノ替ラヌ先ニ疾々退治セヨ」、のひとことの下敷になっていることは先ず間違いないであろう。と言うのも、もとより『太平記』と『北野天神縁起』との関係は深いのであった。周知の如く『太平記』巻十二「大内裏造営之事 付北野天神ノ事」では、大内裏の回禄、天満天神の由来を述べるにあたり[15]『北野天神縁起』の内容をほぼ記事に取り込んでいる。その意味で、後醍醐怨霊譚を形づくる作者にとって、天神関係の説話は無視し得よう筈もない近い位置に存在していたのである。

では、右に掲げた延長改元に関する条りを『太平記』にとり

込まれた天神縁起の形で見てみたい。

……卅余人並居給ヘル冥官大ニ怒テ、時刻ヲ移サス其譴ニ可及ト同シ給シヲ、座中第二ノ冥官若シ年号ヲ改テ過ヲ謝スル道アラハ如何候ヘキト宣給シニ、座中皆案シ煩タル体ニ見エテ、其後公忠蘇生仕テ候也……

『北野天神縁起』の「もし改元あらばいかゞ」と比較してみれば明らかなように、『太平記』では改元という行為を「過ヲ謝スル道」としてその意義を明示しているのである。『北野天神縁起』の右の一節にこうした意味あいが含まれていなかったというわけでは勿論ないのだが、それにしても『太平記』作者が、公忠蘇生説話に現れた改元の持つ意味を重視し、その役割を強調化して理解・受容していったことは確かなようである。そこでは、改元という行いが治者にとって政道の誤りに対する謝罪となり、冥界から処断されねばならぬ折の免罪の手段としての意が強く現れていると見ることができる。かの上北面の夢の中で、後醍醐の怨霊が改元を怖れたのも、こうした説話中の発想に基づいた趣向と考えられる。よって、ここでは足利方武将たちへ冥界より処罰を行うにあたり、北朝の改元はまさにこの効力を停止せしめる力を持つと位置付けられているわけである。それはまた逆に言えば、足利方にとっての世上の安泰は改元という行為によって齎され得るものであるとの示唆にも繋ってゆこう。改元という行為は政治史的にも飢饉・疫癘・兵乱等の発生した際、それら事変を鎮める目的で半ば常套的になされるものではあるが、ここでは第三部後半部の構想の上でも有機的な役割を荷っていると見ることができそうである。

では、後醍醐を怖れさせた以後の京都に於ける改元の過程を追ってみることにする。先ず延文から康安への改元が、巻三十四からほど近い巻三十六「仁木京兆宮方降参之事付大神宮御託宣之事」でなされる。引文すれば、

都ニハ去年ノ天災、旱魃、飢饉、疫癘、都鄙ノ間ニ起テ、尸骸路径ナ充満セシ事、直事ニ非ス、何様改元有ヘシトテ、延文六年三月晦ノ日ニ康安元年ニソ被レ改ケル、其翌夜シモ四条冨小路ヨリ火出テ、四方八十六町マテ焼失ス、改元ノ始ニ洛中彼様ニ焼ヌル事、先不吉ノ表事也、其上去年ノ疫疫モ尚止コトヲ得ス、其春末夏ノ始ニハ悪瘡、腫物速上、口論、喧嘩間無夭死スル者数ヲ知ス、此年号猶善カラストソ人々申ケル、天災地異の鎮撫の為に行われた康安改元も、その効果を期待するのはおろか世上は益々悪い状態へと陥ってゆく。ここでは大火、疫病、闘諍の継続を記すにとどまらず、傍線部の如く「改元ノ始ニ洛中彼様ニ焼ヌル事、先不吉ノ表事也」、「此年号猶善カラス」、といった人々の当惑を伝えることにより、改元の効力を寧ろ意図的に無化する方向で描きすすめる特徴が窺える。今回の改元はおよそ冥界からの処断の終結を齎し、世の静謐を迎えるものではありはしない。このことをここでは、改元後の不吉や改元に対する批難をことさらに描くことを通し、巻三十四以来の構想上の繋がりの回避・無化を図っていると見ることができる。

故に、後醍醐怨霊の「年号ノ替ラヌ先ニ」の言は、直接には次の巻三十八「年号改元之事付大元軍之事」での康安二年の貞治改元という出来事に構想上繋がっていると見るべきであることが

わかる。本文でも、

都ニハ同九月晦日改元アテ貞治ト号ス、是ハ南方蜂起サテモヤ静マルト、諸卿申合サレシ故ナリ、実モ改元ノ験ニヤ、京都ヨリ武家ノ執事尾張大夫入道、大勢ヲ討手ニ下ト聞ケレハ、和田楠又尼崎西宮ノ陣ヲ挽テ河内国ヘ帰ヌ、聞之山名伊豆守時氏カ勢ノ、丹波和久ニ居タリシモ、因幡国ヘソ引返ケル、

と和田・楠・山名といった南朝勢の退散を改元の験として確認している。同様に巻三十九「基氏芳賀合戦之事」冒頭でも、

如此近来敵ニ成タリツル人々皆降参、貞治改元ノ後ヨリ以来、京洛西国ハ静リヌト云ヘトモ……

と改元による全国静謐の浸透しつつあることが述べられている。事実、作品のこの間の構成も上北面の夢で予告された畠山道誓・細川清氏の滅亡につづき、この貞治改元を描いているわけであるが、これを受けて巻三十九では大内弘世・山名時氏・仁木義長ら有力叛将の帰順や、勇猛の誉れ高い宇都宮清党の首領芳賀禅可の敗滅といった全国静謐化の過程が述べられてゆくのである。これらの記事群では明らかに改元という筋立てが有効な働きかけをしているわけで、それはまさに巻三十四以来の構想と直結し、そしてその終結点を成しているものと見てよいであろう。もとより第三部後半部の構想上の主筋をなすのは、新田義興謀殺によって、その怨霊に断罪される畠山道誓と彼に関わる人々の興亡の歴史、という点にあるのは動かない。しかし、同時にこの世界は貞治改元によって冥界＝後醍醐怨霊の支配をのがれ、全国が静謐化するまでの争乱史としても捉えられているのである。巻三十四「吉野御廟上北面夢之事 付将軍為始諸勢開陣之事」の構想上の核としての役割はこの二面に向って果たしていると見るべきである。

二　貞治年間

貞治改元による諸国兵乱の終焉という点に、巻三十四の吉野上北面の霊夢以来の構想上の帰結点としての位置を見出だすことができるのなら、少し先走って考えてみれば、貞治改元直後の大内・山名・仁木・芳賀の帰順や滅亡を描くことで、『太平記』の記事は一旦擱筆されたのではないか、と考える余地も生まれてこよう。史実として貞治改元前後、反足利武将の活動が鎮静化したことと、貞治改元の持つ作品内での如上の働きを考えてみると、巻三十九前半辺りまでの第三部後半部の記事は改元の政の余韻いまだ冷めきらぬ頃、貞治も前半の頃には書き綴られていたのではあるまいか。

ところで、現存の『太平記』は大尾に細川頼之の執事就任の記事を据え、その世を、

外相内徳、実モ人ノ言ニ不違シカハ、氏族モ此人ヲ重シ、他門モ彼命ニ随フ、然間中夏無為ノ代ニ成テ、目出カリシ事共ナリ、

と賞讃して終わる。実際はどうあれ、『太平記』では、正中の変以後の四十余年の争乱の歴史は、頼之による幕府安定体制の成立を以って太平の世の到来としてその終止符が打たれるのである。換言すれば、記事は、末尾に希求した太平の世の到来を置き、そこに至るまでの争乱の過程を描く、という視線により基本的には構築されていることになる。記事がこのように作品の

終結的色彩を帯びるのは巻四十巻末だけではなく、例えば後醍醐天皇の死、正成怨霊の鎮撫、天龍寺供養といった記事の配置された巻二十一～二十五の辺り（同時にそれは足利直義による幕府体制の基礎が固まる時期でもあった）にも顕著に現れている。小稿冒頭でも触れた『太平記』の第一次成立時期をこの範囲に比定する説も、実はこうした作品構造の理解に根ざすものなのであった。静謐化した（と見做された）世上から、そこに至る歴史を書き綴ってゆくというのが、永きに亙る『太平記』の形成史に横たう基本的姿勢であったのである。

ここで巻三十八後半から巻三十九前半に描かれた諸事件を辿ってみれば、次のようになろう。[16]

康安二・7・24　細川清氏敗死
（貞治元）
9・23　北朝、貞治と改元
11・18　畠山道誓逐電　（玄玖本・南都本系による）
貞治二・3マデ　大内弘世帰順
8　苦林野合戦に芳賀勢敗北
9マデ　山名時氏帰順

有力武将による諸国の主要な叛乱は貞治二年中にはほぼ終息し、史実的にも一往の世の静謐がこの時期訪れることがわかる。巻三十九「基氏芳賀合戦之事」が、章段末を「大名一族（揆カ）ノ嗷儀モ是ヨリ停（チヤウ）トトヽマリニケリ」、と結んでいることはこう考えてくると実に特徴的である。折しも都では清氏敗死の前日、斯波道朝が子息義将を執事に立て、その後見として政権を掌握し、貞治五年八月の失脚に至るまで「幕府財政の充実を裏付けとする将軍の権威と権力の回復」を目指した（佐藤進一氏）[17]政治路線を推し進めてゆくことになるのである。確かに一面では一時的な政治的緊張のあったことも伝えられてはいるが、[18]諸国有力守護大名の帰順と斯波道朝による幕府体制強化政策の推進された貞治年間前半の政治状況は、少なくとも『太平記』作者の目には一種「中夏無為ノ代」と映じていたとしても不思議ではない。だとすれば、巻三十三より巻三十九「基氏芳賀合戦之事」辺りまでの第三部後半部の記事は、貞治初年から遅くとも斯波氏失脚の同五年八月までの時期に執筆されたものと推測することもあながち無理ではなくなってくる。

一例を挙げれば、巻三十八「筑紫探題下向之事付李将軍沈女之事」末尾の記述はそうした時期に記事が執筆された痕跡をとどめていると言える。この章段は懐良親王を奉じ勢力を伸長する菊池氏の九州一統を阻止し、少弐・大友・棟堅といった足利方武将の窮地を救うべく豊後に派遣された鎮西探題斯波氏経が、康安二年（一三六二）九月二十三日の長者原合戦に於いて菊池勢に惨敗し、そのまま各々篭城に追い込まれるという事件を描く。そして末尾に、

……探題ト大友トハ豊後国高崎城ニ引篭リ、大友少弐ハ岡城ニ楯篭リ、大宮司ハ棟堅城ニ引篭テ、嶮岨ヲ命ニ憑ケレハ、菊池ハ豊後国府ニ陣ヲ取リ、三方ノ敵ヲ者トモセス、三城ヲ推隔テ、真中ニ陣ヲ取テ、今年ハ已ニ三年マテ、遠責ニコソ責タリケレ……

と菊池氏の三城への遠責めが三年間継続していることを述べている。新潮日本古典集成本頭注（山下宏明氏）は、傍線部の「三年」を延文六年（一三六一）七月の筑前飯盛山合戦（巻三十六）

以来の時間を示す（加えて「「三年」は、足かけ「二年」とあるべきか」と注す）とするが、探題方の長者原敗戦の記事に引き続き「……嶮岨ヲ命ニ憑ケレバ、菊池ハ豊後国府ニ陣ヲ取リ……真中ニ陣ヲ取テ、今年ハ已ニ……」、とする右の文脈からそう読むのは苦しく、ここでは長者原合戦に大敗し、篭城を始めた探題勢を菊池軍が包囲を開始してから経過した年数を「三年」と言っているものと解釈すべきである。但し、長者原合戦の記事自体、『太平記』にはある程度の誇張のあることが指摘されており[19]、「豊後国府ニ陣ヲ取リ、三方ノ敵ヲ者トモセス、三城ヲ推隔テ、真中ニ陣ヲ取テ」、と敵地深くに布陣して諸城を猛攻したとする菊池勢の描写は、やはり同様に多少誇大化されたものなのではあろう[20]。しかし、状況的には、肥後の阿蘇惟村は来援せず、足利方に寝返った大内弘世の豊前進出も奏効せぬうちに、貞治二年五月までには探題氏経も豊後を落ち、同四年八月に新探題に任命された渋川義行に至っては九州の地を踏むことなく、専ら備中・備後の経営に勤しむのみで応安三年九月には帰京するのである。また、瀬野精一郎氏は残存文書の側からも、九州地方では貞治三・四・五・応安二・三の各年は南朝側の文書が北朝側のものを数量的に上回ることを指摘されており[21]、まさにこの時期の九州北部が宮方全盛の時代であったことを窺わせる。従って『太平記』の言う、豊後国府からの菊池勢の三城遠責めの記事は、大きな意味でこうした九州北部に於ける南朝勢力の著しい伸長による大友氏らへの圧迫・包囲という史実を伝えたものとして理解できるであろう。

ここで注意すべきは、こうした情勢が長者原合戦以後、『太平記』の言う「三年」のみならず、実際には最終的に応安四年（一三七一）の今川了俊の軍勢の九州下向まで続くということである[22]。しかし、『太平記』はこれに対して「今年ハ已ニ三年マテ、遠責ニコソ責タリケレ」、と三年目の事件展開までしか視野に収めておらず、九州関係記事については終結させることはおろか、例えば新探題義行の動静等のその後の何らかの見通しをも示さぬまま記事が途絶えるというかたちになっているのである。他の記事が一様に各地の諸事件の終息を伝える中、九州関係の記事は極めて不自然な終わり方をしていると言う他ないが、こうならざるを得なかったのも、この記事を含む第三部後半部が貞治初年の、九州情勢のなりゆきを見及ぶべくもない時期に執筆されたことをそのまま反映していることによっているのであろう。その意味で「今年ハ已ニ三年マテ」、と記された三年目――勿論、厳密にではなく、前後の幅を与えて解釈すべきであろう。また、「三年」が単に「長期間」ということを示す常套的な代用の語として用いられているという見方もできるが、『太平記』の場合、こうした表現が史実と大きく隔たることはさしあたって少なく（注23の例も同）、この「三年」の表現も無根拠とは思えない――とは、作者がこの記事を執筆している時点そのものを示していると言えるのである。全国的な争乱が一往終息してゆくという見通しの中、第三部後半部を執筆している作者にとって、こと九州情勢に関しては、長者原の敗戦以来三年に亙り菊池軍の攻撃に曝されている大友勢らの現状を伝えることがその限界であったのである。故にこの「今年ハ已ニ三年マテ」の一節が示す「三年」の語は、対象となる事件と執筆時点との距離

を示し、「今年」の語はそのまま作者の記事を書き綴っている現在そのものを表していると見てよいであろう。[23] そして、このように考えてみるのなら、この巻三十八辺りが執筆されていた時期は康安二年九月の長者原合戦の三年後、少々幅をとって考えてみても貞治三年から四年までの時期という見当になろうか。それはおよそ前述した、貞治初年以降同五年八月までの間に巻三十九「基氏芳賀合戦之事」までの記事が執筆されたのではないかとする推定に符号するのである。

三　斯波義将の政界復帰

芳賀禅可敗滅の記事までが貞治三・四年頃までに一旦成立したとすれば、以下「神木入洛之事付洛中変異之事」より大尾に至る記事は如何なる時点での執筆にかかるものなのであろうか。つづいて現存本巻三十九後半に位置する斯波氏および光厳院関係の記事の内容を検討してゆく。

先ずは斯波政権下の五年間を記事ではどう回顧しているか、そこから見てゆく。「諸大名讒道朝之事付道朝北国下向之事」冒頭は斯波道朝について、

此管領ト申ハ、将軍家ニモ宗徒ノ一族ナレハ、誰カハ其職ヲ猜ム人モ有ベキ、又関東ノ盛ナリシ世ヲモ見給ヒシ人ナレハ、礼儀法度モ遉今ノ人ノ様ニハ不可有ケレハ、是ソ誠ニ武家ノ世ヲモ久ク治スル人ヨト覚ケルニ、人ノ心ニ違フ事アテ、終ニ身ヲ被失ケルモ、只春日大明神ノ冥慮ニ背ケル故カト覚タリ……

と評す。道朝失脚の原因を傍線部の如く政道に「人ノ心ニ違フ事」（以後作者はその内容を武家役の増額、将軍邸や五条大橋の普請をめぐる赤松則祐・佐々木道誉らとの対立と記している）のあった点に求め、これも「只春日大明神ノ冥慮ニ背ケル故」と指摘している。周知の通り、道朝は越前国守護として同国南都領河口庄を横領し、これにより春日社の神人は嗷訴に及び、神木を道朝邸の前に振捨てるに至っていた。前章段「神木入洛之事付洛中変異之事」ではその後、洛中に様々な怪異が起こり、道朝の邸宅も焼けてしまうことを述べ、神訴を負った人物としての性格付けを強め、その滅亡を予告しているのである。

だが、この一文で見落してはならないのが点線を施した条りである。家門の高さに加え、北条氏の治政を見てきた人物ゆえ、いまどきの人とは違い、礼節・法令を重んじた「誠ニ武家ノ世ヲモ久ク治スル人」としての道朝への期待が元来あったことが述べられているのである。貞治六年（一三六七）、六十三歳で没した道朝が実際「関東ノ盛ナリシ世」を見たかどうかは別として、『太平記』作者が政道の理想的姿としてこよなく追慕するのは執権時頼・貞時や青砥左衛門尉らが代表する鎌倉幕府の治政であったことは北野通夜物語にも明瞭に現れている。そこではこの古き佳き時代を回顧する人物として「古へ関東ノ頭人評定衆欤に烈（ママ）テ、武家ノ世ノ治リタリシ事共ヲ其ソ忍ラント覚テ、坂東声ナルカ、年程六十計ナル遁世者」を登場させている。同様に道朝が、関東の世を見たと造稽される点に、理想的な政治を行うだろうとの彼への期待が作者には元々存したことが先ずは見てとれる。[24]

幕府権力の拡大を目指した斯波道朝の政策が、『太平記』の伝

えるように武家全体にうけいれ難いものであったことは明らかであろう。しかし、将軍邸や五条大橋の普請をめぐる佐々木・赤松との対立を作者は「人ノ心ニ違フ事」と指摘しながらも、それが道朝に対する直接的な非難にあまり繋ってゆかないことには十分注意してよい。例えば、五条大橋普請の一件は、

次ニハ佐々木佐渡判官入道々誉、五条大橋ヲ渡スヘキ奉行ヲ承テ京中ノ棟別ヲ取テ有ナカラ、大営ナレハ延引シケルヲ励サントテ、入道々朝他ノ力ヲモ借ス、民ノ煩ヲモ成ス、数日ノ間ニ渡シ出テ、往来ノ人ヲソ令悦ケル、是道誉カ鬱憤ノ至極ナリ、

と傍線部の如くかなり好意的に描いていることがわかる。この姿勢はまた、

抑此ノ濫觴道朝カ僻事ハ何ソヤ、只楚屈原カ汨羅沢ニ吟テ、天下皆酔ヘリ、我独醒タリ、ト世ヲ憤シヲ、漁父是ヲ笑テ、天下皆酔ラハ、何其ノ糟ヲ不喰、ト哥テ滄浪ノ月ニ掉ケンモ、実ニヤ其ル事モ有リケリト、思知ルゝ世ニ成ニケリ、

と道朝の失脚を屈原のそれに重ねあわせ、世上の汚濁をも進んでうけいれることを世智とする世の中の訪れを慨嘆する本章段の話末評にも同様に現れている。

また、道朝の失脚を導いたとされる春日社神訴の原因となった河口庄横領事件にしても、作者は「今国々ノ守護、所々ノ大名共ヲ見ニ、一人トメ寺社本所ノ所領ヲ押テ領知セスト云フ者無シ」、と当時一般的であった武家の領国経営の実情を述べ、道朝の行為に逃げ道を確保している。そして、「而ヲ此人独リ此ル大社ノ強訴ニ取合テ、神訴ヲ得、呪咀ヲ負ツルモ、只其身ノ不肖トソ見タリケル」、と同情に傾くところからも、作者の道朝失脚に対するおもいは一方向的ではなく、相当屈接したものであったと見ねばならない。少なくとも記事では道朝の失脚を人格的な面や政道的な面からではなく、春日明神の神罰という点から解釈しようとしているのが特徴である。作者が畠山・仁木・細川清氏といった、同様に政権の座から逐われていった人々とは異なる人物造稽を道朝に対してなしているのは明らかである。失脚の要因に春日の冥慮というものを据えることにより、作者はこの事件が人事の及ぶべからざる運命的なものであったと理解しようとしていることが窺われ、同時にそれを人格的・政道的に道朝を積極的に批判することを避ける回路としても機能させている、と見ることは穿ちすぎであろうか。道朝に対して、断罪（神罰）と屈原への準えという「二つの断定を調和させることをテキストは放棄している」（大津雄一氏[25]）、という見方も確かに可能ではある。だが、そうした歯切れの悪さの陰で、実はこの二項は厳密に対立する性質のものにはなっていないことには留意しておくべきであろう。

さて、こうした全体の叙述の特異性、殊に道朝に対する一定の評価という点は、やはり記事の成立時期の問題と密接に関わっているのではなかろうか。従前の説では、道朝の失脚、そして光厳院崩御の記事を以って一旦擱筆され、以後将軍義詮の死、細川頼之の執事就任などの事件を迎えることにより、それらの記事が追補されて最終的に現存形態の本文が成立した、とするのが一般的な傾向であったようである（序章参照）。そこでは、この道朝没落記事は現存本成立の一段階前の時点で既に存

在していたと考えられているわけである。しかしそう見ると、この記事は斯波氏失脚以降あまり時を経ない時期（少なくとも貞治六年の義詮死去の前までには）に執筆されたことになるのであるが、上述の如き志向を有したこの記事が早くも事件直後の段階で果たして執筆されたであろうか。寧ろ『太平記』の成立土壌を考慮するなら、この種の叙述がなされるのは、どちらかと言えば情勢的に反斯波氏の風潮のやや冷めた時期を先ず考えた方が自然と言うべきであろう。と言うのも、「諸大名讒道朝之事 付道朝北国下向之事」には道朝病没後の貞治六年九月の子息義将宥免の記事とそれにつづき、

又幾程無ク、越中ノ討手ヲ承テ、桃井播摩守直常ヲ退治シタリシカハ、軈越中ノ守護ニ被補ニケリ、是ヨリ北国ハ無為ニソ成リニケル（以下、前掲屈原の故事）

と義将による桃井討伐と彼の越中守護補任といった斯波氏の後日譚的記事が付されていることを重視したいからなのである。ここで言う斯波義将による桃井氏の滅亡は、『花営三代記』応安二年（一三六九）四月から同四年八月の間の記事にしばしば両軍の合戦のことが見えることから、応安四年八月以降の出来事であると考えられる（夙に釜田喜三郎氏による指摘あり）[26]。この出来事は道朝失脚以来諸国の守護職の任を解かれていた義将にとって失地回復の第一歩であった。その義将が細川頼之を逐って管領職に返り咲く康暦元年（一三七九）までにはまだ間があるものの、『太平記』の先説する応安中頃はまさに斯波氏復調の時であったと言えそうである。前程来見てきた道朝への一面での好意的描写と、その失脚に対する屈接した原因理解を含む斯波氏没落記事は、義将の守護職復帰を先説するこの条りと同じ時期、応安中頃以降執筆されたものと考えるのが妥当なのではなかろうか。義将の桃井討伐の功による守護職復帰のこの後日譚は、既に成立していた斯波氏関係記事に対し後補されたものではなく、本章段成立当初よりの記事であったと見るべきであろう。

四　光厳院崩御と七回忌

右の他にも応安期の出来事を伝える記事が一つある。諸本巻三十九巻末（玄玖本巻四十）「光厳院禅定法皇御芽藪之事 付同崩御之事」で光厳院の諸国行脚、そして崩御を記した後につづく、

……歳去歳来テ已ニ第三廻ノ御国忌ニ当ケル時、継体ノ天子今上皇帝、忝モ手ラ紺紙金泥ニテ一字三礼ノ法華経ヲ被遊テ、即禁裏ニ十種ノ御供養有リ……

という同院三回忌の記事がそれである。既に説かれている通り、後光厳天皇宸筆の法華経を以って御八講が営まれたのは実際は応安三年の七回忌の折のことで[27]、無論本条の執筆はそれ以後のものとなる。光厳院の崩御は貞治三年七月のことであるから、よってここで当面の問題となるのは、元来院の崩御までの記事のみが現存四十巻本成立の一段階前の本文に終末を飾る記事として既に存在し、三（七）回忌の条りのみが後に加筆されたと考えるか、或いは逆に光厳院関係の記事全体が応安三年以降の段階で初めて執筆されたと考えるべきか、という点になる。

ところで、この光厳院関係の記事の中で最も特徴的なことは、院の廻国・崩御等に関する年時を示す文言が一切出てこないこ

とである。ただ章段冒頭に、院が観応擾乱の紛れの中で南山に幽閉され、それを免ぜられて帰京後に遁世を志した折の年紀として「正平七年ノ比」（正しくは十二年）という記述のみ見え、以後の半生の物語では全て年時を示す表現は出てこないのである。この意図を、実際には貞治三年に崩じた光厳院の記事が、貞治五～六年の出来事を記す「高麗人来朝之事付太元責日本之事并神功随三韓給之事」と「中殿震宴再興之事」との間に位置することによる編年上の齟齬を覆い隠すという点に求めることは確かに可能ではある。だが、それだけでは不十分であろう。院が僧順覚ただ一人を伴って諸国を行脚したとする本章段の書きぶりには大きな虚構性を看取せざるを得ず[28]、同様にこの記事では「三四年カ前マデハ、両統南北ニ別テ、此ニ闘ヒ彼ニ寇セシ……」、と恰も南北両朝の戦乱が既に終結したかの如く述べ、その上で院と後村上との対面という壮大な虚構を設定しているのである。つまり、『太平記』は光厳院の諸国行脚という事跡を、既に南北朝の争乱は終わっているのだとする仮構された世界の中で描き進めているわけなのである。故に、院の廻国・崩御の記事でその年時性が悉く朧化されている所以はこういった点にあるのであり、年時表記の省略は史実性を没却し、ひとつの虚構世界を築く上での重要な手法・前提となっているわけである。それは三回忌の記事に於いても同様である。宸筆御八講という盛儀を述べるにもかかわらず、そこでは同様に一切の年時表現は出てこない。のみならず、ここでは史実では七回忌である筈のところを三回忌のこととするなど[29]、この重要な儀式を述べるにあたり少なくとも史実という枠組は他記事同様考慮されたかたちとはなっていない。

また、院の中陰の仏事に関する記事を見てみると、

……恩ヲ感シ徳ヲ慕フ旧臣多ト云ヘトモ、予勅ヲ被遣シニ依テ、参リ集ル人モ希シカハ、纔ニ籠僧三四人ノ勤ニテ、御中陰ノ御菩提ヲソ奉レ資ケル……

と極めて簡素な様であったことが伝えられている。『迎陽記』・『師守記』によれば、確かに葬礼が異例にも崩御の地、丹波山国で唐様にて営まれたことがわかるが、中陰の仏事は諸寺に於いて型の通り行われたとあり[30]、右の叙述は院の仏事の簡素さをやや強調したものとなっている。これに三回忌の記事が続くわけであるが、閑寂に営まれたことが強調される葬礼の記事は、忝くも今上天皇自ら法華経を書写し、供養を行った盛儀を語る三回忌の記事と実に対蹠的に描き分けられていることに気付かされる。言い換えれば、そこでは院の霊は簡素な葬礼ではなく、三回忌を通して初めて鎮められるという構成になっていると捉えられるのである。つまり、三回忌の記事に元々対応するかたちでここでは閑寂な葬礼と中陰の様が描かれているのであり、院の幽寂たる廻国・葬礼の記事は後の盛大な法要を描くことにより物語として完結する仕組になっていると見るべきなのである。

よって、三回忌の条のみが記事全体に対し後補されたと考えるより、如上の性格・意図が通じあっていることを鑑れば、光厳院関係記事の執筆は応安三年の院の七回忌以後一括してなされたと見るのが適切となってくるのである。故に、巻三十九の斯波氏関係記事以降光厳院関係記事を含む大尾までの部分は、貞治中頃の一旦の擱筆の後、応安四年以降になって書き継がれ

たものと見るべきであろう。現存本成立の一段階前に光厳院廻国の記事を大尾とする本文が存在したと考えることは確かに魅力的である。が、斯波氏後日譚・光厳院追福の記事の後補性を積極的に裏付ける材料がない以上、それが果たして妥当であるかもう少し慎重でありたいところである。

結び

『太平記』第三部後半部の構造を手掛りにして、現存本巻三十九「基氏芳賀合戦之事」を一旦の区切りとした成立の階梯を考えてきた。巻三十九前半までの世界は世上に静謐が訪れるまでの過程を伝えるという構想上の纏まりを感じさせるものであったが、以後の記事群は貞治五・六年に起きた斯波道朝の失脚、高麗人来朝、将軍義詮の死と細川頼之の執事就任といった重要な事件に刺戟されて追補された質のものであることはやはり否めないだろう。しかし、それは単なる羅列的追加というものではなく、光厳院廻国の記事の虚構性が代表するように、書継にあたりそこには『太平記』の大団円を形づくる十分な意識が働いていたのではなかろうか。「高麗人来朝之事付太元責日本之并神功随三韓給之事」で「四十余年カ間、本朝大乱テ、外国静ナラス」、と作者の視野が国内の争乱を回顧し、その上で近隣諸国へと広がることや、「神木帰座之事」・「中殿震宴再興之事」に二条良基の著作が二度に亙り引かれていることなどは、こうした意識とは無関係なのであろうか。今後の課題である。

小稿は『太平記』の最終的な成立過程をまさに素描したに過ぎぬ、文字通りの「試論」に終始した。しかし、乏しい材料を提示しあう徒労を重ねぬことには、とりわけ茫漠たる第三部の実像は浮かび上ってはこないものと考える。大方の御批正を賜るべく、ここ拙い見解を開陳した次第である。

註

(1) 岩波書店『日本古典文学大辞典』ほか。
(2) 鈴木氏「太平記の成立過程——書継（かきつぎ）の問題——」・「欠巻前後に於ける太平記の書き継ぎ」（『国文』第七・八号、一九五七年七月・十二月）ほか。
(3) 増田氏『『太平記』の比較文学的研究』（角川書店、一九七六年）序章第三節。
(4) 五味氏「後醍醐の物語——玄恵と恵鎮」（『国文学解釈と教材の研究』一九九一年二月号）。
(5) 麻原氏「『太平記』の時空——『愚管抄』を基軸として——」（『日本女子大学紀要　文学部』第四一号、一九九二年）。
(6) 鈴木氏「太平記の成立と本文流動に関する諸問題——兼良校合本太平記をめぐって——」（『軍記と語り物』第七号、一九七〇年）。
(7) 中西氏『太平記論序説』（桜楓社、一九八五年）Ⅲ章。
(8) 以後、本文は玄玖本（勉誠社刊影印本）による。字体を通行のものに改め、読点を適宜施し、表記も一部改めたところがある。
(9) 長坂氏「宝徳本『太平記』復元考——河村秀頴校合本による——」（『奈良大学紀要』第十四号、一九八五年）。
(10) 長坂氏「『太平記』終結部の諸相——〝光厳院行脚の事〟をめぐって——」（『日本文学』一九九一年六月号）。
(11) 中西氏註(7)前掲書。
(12) 大森氏『『太平記』の構想と方法』（明治書院、一九八八年）第三章第五節。
(13) 古態の『太平記』に於いて、清氏の謀叛が幕府顚覆を図る畠山の誘いによるという筋立ての明瞭なることを長谷川端氏は既に指摘されている（『太平記の研究』〈汲古書院、一九八二年〉所収「細川清氏」）。
(14) 長谷川氏註(13)前掲書所収「第三部の世界」、大森氏註(12)前掲書。
(15) 本章段が依拠したのは絵巻系統の伝本と考えられる。安楽寺本系の本文は、八条大将保光死去の記事なく、また本条に関しては、公忠の子息が信明一名しか出てこないこと、道真自らが醍醐帝に仇を報じ

ようと冥官に申し出ていること等、『太平記』本文とは隔りがある。

(16) ここでは原則として史実上の年時を示した。『太平記』では大内帰順以降の年紀が貞治三年とされる混乱が見られる。

仁木義長帰順の時期を佐藤進一氏『室町幕府守護制度の研究　上』（東京大学出版会、一九六七年）第二章「伊勢・志摩」の項は貞治五年のこととするが、詳細は不明。

(17) 佐藤氏『日本の歴史9　南北朝の動乱』（中央公論社、一九六五年）「苦闘する幕府政治」の章。

(18) 例えば、『後愚昧記』貞治二年七月十日条に佐々木道誉が斯波道朝と合戦をするとの風聞の立ったことが記されているのは有名。

(19) 川添昭二氏「鎮西管領斯波氏経・渋川義行」（『九州中世社会の研究』渡辺澄夫先生古稀記念事業会、一九八一年）、『大分県史』中世篇II（大分県、一九八五年）第一章第三節六参照。

(20) 但し、菊池武光の豊後在陣は「阿蘇文書」（貞治二年）閏二月（正カ）四日阿蘇惟村宛斯波氏経書状写に「……抑凶徒退治事、廻思慮致籌策候、武光未当国居候、合戦事、大友度々雖令催促候、不道行候間、不安所存候……」（『南北朝遺文』九州編第四巻四四五二号）とあることによって確認できる。

(21) 瀬野氏「九州地方における南北朝時代文書の数量的分析」（『日本歴史』第三一三号、一九七四年六月号）。

(22) 「入江文書」応安八年二月日田原氏能軍忠状（『南北朝遺文』九州編第五巻五一七一号）によれば、応安四年八月六日、伊倉宮を奉じた菊池武光が高崎城へ押し寄せ、翌正月二日までに百余度の合戦の末、大友側がこれを退けたとある。この頃まで豊後国へ菊池氏の強い圧迫が及んでいたものと思われる。尚、後の史料になるが、「佐田文書」嘉慶二年（一三八八）六月日宇都宮親景代申状（『南北朝遺文』九州編第六巻六〇六二号）では、「然九州於宮方令一統之時、大友・少弐・親父河内守経景諸共上洛仕、愁訴歎申之処……」とある。「佐田文書」応安三年十二月二十六日宇都宮経景宛幕府御教書に経景参洛のこと見えており、その時期の九州情勢を指して「宮方令一統之時」と称しているのは興味深い。

(23) 類似表現として、

a……其比仁木右京大夫義長ハ、三年カ間大敵ニ執巻レテ、伊勢ノ長野城ニ篭タレハ、知行ノ地モ無ク、兵粮ノ乏キニ依テ、憑タル一族郎従、漸々ニ落失テ、纔ニ三百余騎ニ成ニケリ……（巻三十六「仁木京兆宮方降参之事付大神宮御託宣之事」）

b……身毛堅立ツ神詫共ナレハ、上聞是ニ被レ驚テ、神訴忽ニ裁許アルト覚ケル処ニ、浸空耳ノ外ニ処ゾ、三年マテ被閣ケレハ、朱ノ玉墻徒ニ曳人モ無キ御注縄……（巻三十九「神木入洛之事付洛中変異之事」）

の如きを見出し得る。aは都を逐われた仁木義長の伊勢国長野城篭城について。bは斯波道朝の邸前に南都の大衆・神人が振り捨てた神木を三年間放置したことを述べたもの。共に到達点である当該事件の三年目の状況は記事内部で詳述されており、その意味では事件の帰趨を予め見通した上での表現である。また、そこでは「今年」の語も用いられていない点も注目される。

(24) 『太平記』は細川頼之についても同様に「諸沙汰ノ途轍貞永旧規ニ似タリト云フ聞有ケル間」と評し、ここでも理想的為政者像を北条執権に求めていることがわかる。

(25) 大津氏「『太平記』全巻の〈解析〉巻三六～巻四〇」（『国文学解釈と教材の研究』一九九一年二月号）。

(26) 釜田氏「流布本保元平治物語の成立を論じて太平記の成立に及ぶ」（『国文学』〈関西大学〉十号、一九五三年、『太平記研究――民族文芸の論――』〈新典社、一九九二年〉に再録）。尚、佐藤氏註(16)前掲書によれば、義将は応安元年八月以前に越中守護に還補された上で桃井討伐に当ったとのこと。『太平記』の記述とは逆。

(27) 古くは参考太平記。また、日本古典文学大系本頭注ほか参照。

(28) 長坂氏註(10)前掲論文に詳細な考証がなされている。

(29) 恐らく作者の誤認に基づくものではあるまい。尚、梵舜本・毛利家本は七回忌のことと訂す。

(30) 例えば『師守記』貞治三年七月十日条に、「彼使者語云、八日太上法皇御葬云々、唐様以龕葬申云々」、と見える。諒闇の儀は『師守記』・『迎陽記』同年七月・八月の条に詳細。今は省略に従う。

（こあきもと　だん）